

○北海道警察無線通話規程

北海道警察本部訓令第2号

平成27年3月3日

改正 平成29年3月17日警察本部訓令第9号、令和2年4月1日第4号

(概要)

本訓令は、警察無線通話要則（昭和40年警察庁訓令第3号）に定めるもののほか、北海道警察における警察無線電話局による通信の運用に関し、必要な事項を定めたものである。